

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 2 0 日

福井県内の自動車運送事業者 各位
福井県内の自家用有償旅客運送者 各位

福井運輸支局検査・整備・保安担当
首席陸運技術専門官

夏季における運転者の体調管理の徹底について（要請）

標記について、既に気温の高い時期を迎えているところ、熱中症を予防するなど運転者の体調管理に万全を期すことにより、輸送の安全を確保することが重要です。

つきましては、点呼その他日頃の運行管理において、以下を参考に運転者の体調管理を徹底するよう、よろしくお願いします。

記

1. 始業点呼時に運転者の健康状態を確実に把握するとともに、運転者に対して、運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底すること。
2. 脱帽をはじめとする一層のクールビズの取組を進めるとともに、こまめな水分・塩分補給を指導する等、運転者が乗務しやすい環境を確保すること。

（参考）「熱中症の予防についてのリーフレット」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pdf/necchushoyobou/necchushoyobou.pdf

